

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和6年10月8日
茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査について、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、月例給については、職員と民間を比較したところ、民間の給与が職員の給与を上回ったことから、若年層に特に重点を置き、全級全号給の給料月額を引き上げることとしました。改定額は、平均9,869円（2.62%）となります。

また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、0.10月分引上げ、年間4.60月とすることとしました。

なお、本年の勧告では、国に準ずることを基本方向として、給料表をはじめとした給与制度のアップデートを令和7年4月から実施することとしました。

公務の運営関係については、多様で有為な人材の確保、人材の育成・活用、勤務環境の整備及び公務員倫理等の徹底に関する課題などについて報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が県行政の各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願ひいたします。